

平成 17 年 3 月 1 日

厚生労働省医薬食品局
食品安全部基準審査課長 殿

農林水産省消費・安全局
農薬対策室長

「食品中に残留する農薬等の暫定基準（第 2 次案）等について」に対する意見について

このことについて、別添のとおり、該当する食品中に残留する農薬等の暫定基準（第 2 次案）を変更いただくよう要望します。

なお、要望の内容は次のとおりです。

- | | | |
|-----------------------------------|-----|----|
| (1) いわゆるマイナー農作物の経過措置に伴う登録保留基準の採択 | 29 | 基準 |
| (2) 国内における農薬使用成績（作物残留試験成績等）に基づく変更 | 63 | 基準 |
| (3) 第 2 次案における各種基準の誤記等に伴う訂正 | 28 | 基準 |
| 合計 | 120 | 基準 |

また、上記以外に資料の誤記等が、16 基準ありましたので参考までお知らせします。

(参考)

臭化メチル及びリン化アルミニウムについて

我が国の輸入植物検疫は、「植物防疫法」（昭和25年5月4日法律第151号）に基づき、海外から植物の病害虫が我が国に侵入、まん延して農作物等に被害を及ぼすことを防ぐために、輸入植物類の検査を実施し、その結果病害虫が発見された植物類に対しては消毒を実施し輸入を認めています。

当該消毒は、臭化メチル、リン化アルミニウム等によるくん蒸が一般的ですが、これは、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示206号）第4条に定める基準に基づき実施されています。

また、臭化メチルによる土壌くん蒸等は、2005年から原則全廃（検疫用途は適用除外）されますが、ピーマンやキュウリ等では土壌伝染性ウイルス等への我が国での使用が不可欠用途として国際的に認められています。

一方、臭化メチルの食品衛生法に基づく残留農薬基準が設定されたのは昭和48年で「臭素」を規制対象物質として小麦に基準が設定され、その他の基準については平成4年に設定されたものであると承知していますが、今回、基準の変更をお願いしている作物にはその当時は基準が設定されておりません。農林水産省としては、残留試験結果から「臭化メチル」として残留しないことをもって登録を継続してきたものであります。

この度、改正食品衛生法に基づき食品中に残留する薬剤等の暫定基準（第2次案）が貴省より公表され、パブリックコメントに付されたことから、臭化メチル（分析対象：臭素）及びリン化アルミニウム（分析対象：リン化水素）についての残留実態の調査を実施したところであり、今般、その結果を踏まえ、暫定基準に対する植物防疫の観点からの意見を別添のとおり取りまとめました。

これらの薬剤については、今後とも病害虫の侵入及びまん延防止等適切な植物防疫の実施のために重要なものと考えますので、御検討方よろしく願います。

1 臭化メチル

(検疫用途)

植物検疫では、海外からの病虫害の侵入・まん延防止のため臭化メチルによる消毒を輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）に基づき実施しています。消毒に使われる臭化メチルは農薬取締法に基づき検疫用途として登録されたものでありその使用方法に沿って使用していますが、芽キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー及びえだまめについては臭素の残留が大きいこと、他に消毒方法がないことから、今後の確な植物検疫の実施のために以下のとおり暫定基準値の修正をお願いします。

なお、ブロッコリーについてはcodexの基準を超えた要望となっていますが、残留実態から見て同じアブラナ科のキャベツに準じた基準を導入することが円滑な植物検疫の実施を図る上で必要不可欠と考えます。

(不可欠用途)

不可欠用途については、オゾン層を破壊する物質を規制する「モントリオール議定書締約国会合」の審査の結果、臭化メチルに替わる防除方法がなく農業生産に不可欠との判断から、既登録の範囲での使用が国際的に認められたものであり、臭化メチル以外に防除手段のない、土壌伝染性ウイルス病の防除のため、2005年にはメロンで194t、スイカで129t及びキュウリで88tの使用が許可されています。その使用にあたっては、農薬取締法により定められた使用方法で使用しますが、今後の農作物の安定生産を維持するために以下のとおり、暫定基準値の修正をお願いします。

なお、キュウリについてはcodexの基準を超えた要望となっていますが、同じウリ科植物の残留実態に応じた基準をそれぞれ導入することが円滑な病虫害防除の実施を図る上で必要不可欠と考えます。

作物名	区分	分析値				変更要望値	暫定2次案
芽キャベツ	1	71.3	68.0			100	50
カリフラワー	1	51.6	38	27.5		100	50
ブロッコリー	1	87.2	84.8	66		110	30
えだまめ	1	86.4	42	34	37	110	50
ピーマン	2	112	104			150	20
上記以外のナス科植物	2	ピーマンのデータに基づく				150	40
きゅうり	2	36.3	106.2	101.1		150	100
メロン類(果実)	2	172	113			230	50
すいか(果実)	2	52.9				100	40

注1) 区分1の作物の分析値は、くん蒸後の残留値－くん蒸前残留値

注2) 区分2の作物は不可欠用途としての土壌くん蒸が認められている作物であり、国産作物での分析値である。

2 リン化アルミニウム

「らっかせい」についてcodexの基準が提案されていますが、現在「豆類」での登録があること及び「らっかせい」の分析結果からも登録保留基準を採用するようお願いします。

作物名	分析値	要望値	暫定2次案
らっかせい	0.029	0.1	0.01

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	D B E D C (No. 10)
食品分類名	上記以外の野菜
第2次案基準値 (ppm)	—
類型	—
要望基準値 (ppm)	5 p p m
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物 (未成熟フジメ) の経過措置承認があるため。
経過措置作物	未成熟フジメ
過 登録保留基準農作物分類	さや付未成熟豆類
措 登録保留基準値 (ppm)	5 p p m
置	—
登 作物残留試験実施作物	—
録 作物残留試験結果	—
内 [適用範囲内での実測最大値]	—
容 登録保留基準農作物分類	さや付未成熟豆類
登録保留基準値 (ppm)	5 p p m
備考	

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

注: 類型については次のとおり。

- 1-1 コーデックス基準と登録保留基準があり、コーデックス基準を採用したもの
- 1-2 コーデックス基準と登録保留基準があり、登録保留基準を採用したもの
- 1-3 コーデックス基準あるが国内試験成績を勘案したもの
- 2 コーデックス基準を採用したもの
- 3-1 登録保留基準と外国基準があり、登録保留基準を採用したもの
- 3-2-1 登録保留基準と外国基準があり、外国基準を採用したもの
- 3-2-2 登録保留基準と外国基準があり、外国基準を採用するが、その平均値につき特別の取扱いをしたもの
- 4 登録保留基準を採用したもの
- 5-1 外国基準を採用したもの
- 5-2 外国基準を採用するが、その平均値につき特別の取扱いをしたもの
- 6 各分野ごとの食品の基準の整合性に配慮したもの
- 7 代謝物等、関連物質の基準の整合性に配慮したもの
- 8 同一その他の組織又は職種の基準を参考としたもの
- 9 国内試験成績を勘案したもの

- 5 -

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	アゾキシストロビン (No. 34)
食品分類名	上記以外のかんきつ類果実
第2次案基準値 (ppm)	1 p p m
類型	5-1
要望基準値 (ppm)	10 p p m
要望類型	3-1
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物 (サンショウ (実)) の経過措置承認があるため。
経過措置作物	サンショウ (実)
過 登録保留基準農作物分類	小粒果実類
措 登録保留基準値 (ppm)	10 p p m
置	—
登 作物残留試験実施作物	—
録 作物残留試験結果	—
内 [適用範囲内での実測最大値]	—
容 登録保留基準農作物分類	—
登録保留基準値 (ppm)	—
備考	

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 6 -

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	イミダクロプリド (No. 78)
食品分類名	米 (玄米)
第2次案基準値 (ppm)	0.05 p p m
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	0.2 p p m
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	水稲に農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用範囲内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	—
過 登録保留基準農作物分類	—
措 登録保留基準値 (ppm)	—
置	—
登 作物残留試験実施作物	水稲
録 作物残留試験結果	0.08 p p m
内 [適用範囲内での実測最大値]	—
容 登録保留基準農作物分類	0.2 p p m
登録保留基準値 (ppm)	米
備考	

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 7 -

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	イミダクロプリド (No. 78)
食品分類名	とうもろこし
第2次案基準値 (ppm)	0.05 p p m
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	0.1 p p m
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物 (未成熟トウモロコシ) の経過措置承認があるため。
経過措置作物	未成熟トウモロコシ
過 登録保留基準農作物分類	小麦以外の麦・雑穀
措 登録保留基準値 (ppm)	0.1 p p m
置	—
登 作物残留試験実施作物	—
録 作物残留試験結果	—
内 [適用範囲内での実測最大値]	—
容 登録保留基準農作物分類	—
登録保留基準値 (ppm)	—
備考	

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 8 -

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	イミダクロプリド (No. 78)
食品分類名	カリフラワー
第2次案基準値 (ppm)	0.5 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	5 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [認め/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物 (カリフラワー) の経過措置承認があるため。
経過措置作物	カリフラワー
過 登録保留基準農作物分類	第2葉菜類
措 登録保留基準値 (ppm)	5 ppm
置	
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	イミダクロプリド (No. 78)
食品分類名	ブロッコリー
第2次案基準値 (ppm)	0.5 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	5 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [認め/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物 (ブロッコリー) の経過措置承認があるため。
経過措置作物	ブロッコリー
過 登録保留基準農作物分類	第2葉菜類
措 登録保留基準値 (ppm)	5 ppm
置	
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	イミダクロプリド (No. 78)
食品分類名	レタス (サラダ菜及びちしやを含む)
第2次案基準値 (ppm)	2 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	5 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [認め/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物 (カキチンヤ) の経過措置承認があるため。
経過措置作物	カキチンヤ
過 登録保留基準農作物分類	第2葉菜類
措 登録保留基準値 (ppm)	5 ppm
置	
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	イミダクロプリド (No. 78)
食品分類名	ねぎ (リーキを含む)
第2次案基準値 (ppm)	0.05 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	1 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [認め/経過措置/作物残留試験成績/等]	ネギに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用範囲内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	
登 作物残留試験実施作物	ネギ
録 作物残留試験結果	0.23 ppm
内 [適用範囲内での実測最大値]	
容 登録保留基準農作物分類	第2葉菜類
登録保留基準値 (ppm)	5 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	イミダクロプリド (No. 78)
食品分類名	トマト
第2次案基準値 (ppm)	0.5 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [添記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物 (ミニトマト) の経過措置承認があるため。
経過措置作物	ミニトマト
過 登録保留基準農作物分類	第2果菜類
措 登録保留基準値 (ppm)	1 ppm
置	
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	イミダクロプリド (No. 78)
食品分類名	ピーマン
第2次案基準値 (ppm)	1 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	3 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [添記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ピーマンに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	
登 作物残留試験実施作物	ピーマン
録 作物残留試験結果	1.21 ppm
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	第1果菜類
登録保留基準値 (ppm)	5 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 13 -

- 14 -

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	イミダクロプリド (No. 78)
食品分類名	なす
第2次案基準値 (ppm)	0.2 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	0.5 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [添記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ナスに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	
登 作物残留試験実施作物	ナス
録 作物残留試験結果	0.13 ppm
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	第2果菜類
登録保留基準値 (ppm)	1 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	イミダクロプリド (No. 78)
食品分類名	上記以外のなす科野菜
第2次案基準値 (ppm)	1 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	5 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [添記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物 (甘長トウガラシ) の経過措置承認があるため。
経過措置作物	甘長トウガラシ
過 登録保留基準農作物分類	第1果菜類
措 登録保留基準値 (ppm)	5 ppm
置	
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 15 -

- 16 -

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	イミダクロプリド (No. 78)
食品分類名	すいか
第2次案基準値 (ppm)	0.2 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	0.5 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	スイカに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	スイカ
録 作物残留試験結果	0.11 ppm
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	第1大粒果実類
登録保留基準値 (ppm)	0.5 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	イミダクロプリド (No. 78)
食品分類名	まくわうり
第2次案基準値 (ppm)	0.2 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	0.5 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物 (マクワウリ) の経過措置承認があるため。
経過措置作物	マクワウリ
過 登録保留基準農作物分類	第1大粒果実類
措 登録保留基準値 (ppm)	0.5 ppm
置	-
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	イミダクロプリド (No. 78)
食品分類名	上記以外の野菜
第2次案基準値 (ppm)	2 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	5 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物 (アマランサス、エゴマ、エンサイ等) の経過措置承認があるため。
経過措置作物	アマランサス、エゴマ、エンサイ等
過 登録保留基準農作物分類	第2葉菜類
措 登録保留基準値 (ppm)	5 ppm
置	-
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	イミダクロプリド (No. 78)
食品分類名	上記以外のかんきつ類果実
第2次案基準値 (ppm)	1 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	3 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物 (サンショウ (実)) の経過措置承認があるため。
経過措置作物	サンショウ (実)
過 登録保留基準農作物分類	小粒果実類
措 登録保留基準値 (ppm)	3 ppm
置	-
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	イミダクロプリド (No. 78)
食品分類名	あんず (アブリコットを含む)
第2次案基準値 (ppm)	0.5 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	1 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	アズに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経 経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	アズ
内 [適用範囲内での実測最大値]	0.29 ppm
容 登録保留基準農作物分類	小粒果実類
登録保留基準値 (ppm)	3 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	イミダクロプリド (No. 78)
食品分類名	ぶどう
第2次案基準値 (ppm)	1 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	3 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ブドウに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経 経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	ブドウ
録 作物残留試験結果	1.349 ppm
内 [適用範囲内での実測最大値]	
容 登録保留基準農作物分類	小粒果実類
登録保留基準値 (ppm)	3 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	イミダクロプリド (No. 78)
食品分類名	マンゴー
第2次案基準値 (ppm)	0.2 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	マンゴーに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経 経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	マンゴー
録 作物残留試験結果	0.49 ppm
内 [適用範囲内での実測最大値]	
容 登録保留基準農作物分類	第2大粒果実類
登録保留基準値 (ppm)	1 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	インドキサカルブ (No. 82)
食品分類名	上記以外のあぶらな科野菜
第2次案基準値 (ppm)	3 ppm
類型	5-1
要望基準値 (ppm)	0.1 ppm
要望類型	4
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物 (ワサビ) の経過措置承認があるため。
経 経過措置作物	ワサビ
過 登録保留基準農作物分類	根菜類
措 登録保留基準値 (ppm)	0.1 ppm
置	-
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	インドキサカルブ (No. 82)
食品分類名	上記以外の野菜
第2次案基準値 (ppm)	0.1 ppm
類型	4
要望基準値 (ppm)	1 ppm
要望類型	4
主な理由 [農記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物 (未成熟ソラマメ) の経過措置承認があるため。
経過措置作物	未成熟ソラマメ
経過措置作物	さや付未成熟豆類
経過措置作物	登録保留基準農作物分類
経過措置作物	登録保留基準値 (ppm)
経過措置作物	1 ppm
経過措置作物	作物残留試験実施作物
経過措置作物	作物残留試験結果
経過措置作物	内 [適用範囲内での実測最大値]
経過措置作物	登録保留基準農作物分類
経過措置作物	登録保留基準値 (ppm)
経過措置作物	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	エテホン (No. 89)
食品分類名	小麦
第2次案基準値 (ppm)	1 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	2 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [農記/経過措置/作物残留試験成績/等]	小麦に農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
経過措置作物	登録保留基準農作物分類
経過措置作物	登録保留基準値 (ppm)
経過措置作物	-
経過措置作物	作物残留試験実施作物
経過措置作物	作物残留試験結果
経過措置作物	内 [適用範囲内での実測最大値]
経過措置作物	登録保留基準農作物分類
経過措置作物	登録保留基準値 (ppm)
経過措置作物	2 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	エテホン (No. 89)
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値 (ppm)	3 ppm
類型	5-J
要望基準値 (ppm)	2 ppm
要望類型	3-1
主な理由 [農記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ、なし (日本なし・西洋なし) の農薬登録があるため。
経過措置作物	-
経過措置作物	登録保留基準農作物分類
経過措置作物	登録保留基準値 (ppm)
経過措置作物	-
経過措置作物	作物残留試験実施作物
経過措置作物	作物残留試験結果
経過措置作物	内 [適用範囲内での実測最大値]
経過措置作物	登録保留基準農作物分類
経過措置作物	登録保留基準値 (ppm)
経過措置作物	第2大粒果実類
経過措置作物	2 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	エトフェンロックス (No. 94)
食品分類名	上記以外の野菜
第2次案基準値 (ppm)	2 ppm
類型	4
要望基準値 (ppm)	5 ppm
要望類型	4
主な理由 [農記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物 (未成熟ササゲ、未成熟ソラマメ、未成熟フジマメ) の経過措置承認があるため。
経過措置作物	未成熟ササゲ、未成熟ソラマメ、未成熟フジマメ
経過措置作物	登録保留基準農作物分類
経過措置作物	登録保留基準値 (ppm)
経過措置作物	5 ppm
経過措置作物	作物残留試験実施作物
経過措置作物	作物残留試験結果
経過措置作物	内 [適用範囲内での実測最大値]
経過措置作物	登録保留基準農作物分類
経過措置作物	登録保留基準値 (ppm)
経過措置作物	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No.[第2次案])	エトエンブロックス (No. 94)
食品分類名	マルメロ
第2次案基準値 (ppm)	1 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	2 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [顔記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物 (マルメロ) の経過措置承認があるため。
経 経過措置作物	マルメロ
過 登録保留基準農作物分類	第2大粒果実類
措 登録保留基準値 (ppm)	2 ppm
置	
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No.[第2次案])	エンドスルファン (No. 106)
食品分類名	ばれいしょ
第2次案基準値 (ppm)	0.2 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	0.3 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [顔記/経過措置/作物残留試験成績/等]	バレイショに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経 経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	
登 作物残留試験実施作物	バレイショ
録 作物残留試験結果	0.062 ppm
内 [適用範囲内での実測最大値]	
容 登録保留基準農作物分類	いも類
登録保留基準値 (ppm)	0.5 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No.[第2次案])	エンドスルファン (No. 106)
食品分類名	てんさい
第2次案基準値 (ppm)	0.1 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	0.5 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [顔記/経過措置/作物残留試験成績/等]	テンサイに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経 経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	
登 作物残留試験実施作物	テンサイ
録 作物残留試験結果	0.349 ppm
内 [適用範囲内での実測最大値]	
容 登録保留基準農作物分類	てんさい
登録保留基準値 (ppm)	0.5 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No.[第2次案])	クレソキシムメチル (No. 158)
食品分類名	上記以外の果実
第2次案基準値 (ppm)	0.2 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	1.5 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [顔記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物 (イチジク、サルナシ) の経過措置承認があるため。
経 経過措置作物	イチジク、サルナシ
過 登録保留基準農作物分類	小粒果実類
措 登録保留基準値 (ppm)	1.5 ppm
置	
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	クロルピリホス (No. 183)
食品分類名	ネクタリン
第2次案基準値 (ppm)	0.05 ppm
類型	-
要望基準値 (ppm)	1 ppm
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	現行残留農薬基準の誤記。残留基準 1 ppm があり、ネクタリンの経過措置承認があるため。
経過措置作物	-
経過 登録保留基準農作物分類	-
措置 登録保留基準値 (ppm)	-
登録 作物残留試験実施作物	-
登録 作物残留試験結果 内容 [適用範囲内での実測最大値]	-
内容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	クロルフェナビル (No. 185)
食品分類名	上記以外のかんきつ類果実
第2次案基準値 (ppm)	2 ppm
類型	4
要望基準値 (ppm)	5 ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物 (サンショウ (実)) の経過措置承認があるため。
経過措置作物	サンショウ (実)
経過 登録保留基準農作物分類	小粒果実類
措置 登録保留基準値 (ppm)	5 ppm
登録 作物残留試験実施作物	-
登録 作物残留試験結果 内容 [適用範囲内での実測最大値]	-
内容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	ジチアノン (No. 232)
食品分類名	なつみかんの果実全体、グレープフルーツ、上記以外のかんきつ類果実
第2次案基準値 (ppm)	3 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	5 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	かんきつの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
経過 登録保留基準農作物分類	-
措置 登録保留基準値 (ppm)	-
登録 作物残留試験実施作物	ナツミカン、スダチ、カボス
登録 作物残留試験結果 内容 [適用範囲内での実測最大値]	ナツミカン (1.56 ppm)、スダチ (0.88 ppm)、カボス (2.53 ppm)
内容 登録保留基準農作物分類	みかん以外のかんきつ類
登録保留基準値 (ppm)	みかん以外のかんきつ類: 5 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	ジチアノン (No. 232)
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値 (ppm)	5 ppm
類型	2
要望基準値 (ppm)	5 ppm
要望類型	1-1
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェック漏れ。ナン (日本ナン、西洋ナン) の農薬登録があり、第2大粒果実類として 0.5 ppm の登録保留基準があるため、登録保留基準欄に 0.5 ppm を記載する必要がある。
経過措置作物	-
経過 登録保留基準農作物分類	-
措置 登録保留基準値 (ppm)	-
登録 作物残留試験実施作物	-
登録 作物残留試験結果 内容 [適用範囲内での実測最大値]	-
内容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	ジメトエート (No. 267)
食品分類名	かぶの根
第2次案基準値 (ppm)	0.5 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	カブの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経 経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	カブの (根)
録 作物残留試験結果	カブの根: 0.25 ppm
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	野菜
登録保留基準値 (ppm)	1 ppm
備考	

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	ジメトエート (No. 267)
食品分類名	キャベツ
第2次案基準値 (ppm)	0.05 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	キャベツの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経 経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	キャベツ
録 作物残留試験結果	0.563 ppm
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	野菜
登録保留基準値 (ppm)	1 ppm
備考	

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	ジメトエート (No. 267)
食品分類名	たまねぎ
第2次案基準値 (ppm)	0.05 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	0.3 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	タマネギの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経 経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	タマネギ
録 作物残留試験結果	0.079 ppm
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	野菜
登録保留基準値 (ppm)	1 ppm
備考	

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	ジメトエート (No. 267)
食品分類名	上記以外の野菜
第2次案基準値 (ppm)	0.5 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物 (未成熟ササゲ) の経過措置承認があるため。
経 経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	野菜
措 登録保留基準値 (ppm)	1 ppm
置	-
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。